日本学生支援機構奨学金 在学猶予願の提出について

奨学金の貸与終了後、以下に該当する場合は、「在学猶予願」の 提出により、その卒業(修了)予定期まで返還が猶予されます(在 学猶予)。希望者は下記方法のとおり手続きを行ってください。

- 以前の学校で奨学金を貸与していたが、新たに京都大学へ入(進)学した場合 (ただし、予約採用により採用候補者となり、「進学届」において前奨学生番号を入力した(する)場合は、必要ありません。)
- 以前奨学金を貸与していたが、休学、留年、留学により引き続き在学する場合 (在学猶予期間後、引き続き在学する場合も再度「在学猶予願」の提出が必要です。)

平成 27 年度 京都大学における「在学猶予願」の提出方法

日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルから提出します。 スカラネット・パーソナルにログインして「各種届願・繰上」から提出してください。

■京都大学ホームページ:ホーム>教育・学生支援>授業料・免除・奨学金>奨学金 「お知らせ」の「日本学生支援機構:上記以外」 http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/

5//www.kyoto d.ac.jp/ja/eddcator/campds/tallor/syc 「在学猶予願の提出」に関するお知らせ

- ■提出締切日:4月24日(金)
 - ※上記提出締切以降も今年度毎月20日締切で受け付けますが、返還開始の到来(貸与終了後又は前回の在学猶予期間終了後、7ヶ月目)は各自で注意してください。
- ※スカラネット・パーソナルの登録手順は、以下の登録画面を掲載した、日本学生支援機構ホームページのURLを参照してください。

(登録画面) https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do



在学猶予願を提出しないと、返還が開始します!

- ※返還開始は、貸与終了(又は前回の在学猶予期間終了)後、7ヶ月目から返還が始まります。
 - ●初回の返還が振替不能とならないよう注意

例)平成27年3月貸与終了:平成27年10月返還開始

※在学猶予が承認されるまで時間がかかります。既に返還中の場合は承認されるまで引落しされますので、注意してください。

■問合せ先■

教育推進•学生支援部学生課奨学掛

(吉田キャンパス本部構内 工学部1号館1階)

TEL: 075-753-2535